

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3296号)

令和8年1月14日

横 情 審 答 申 第 3296 号

令 和 8 年 1 月 14 日

横浜市人事委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年10月15日人調第577号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「メール（別紙A-1～A-3、別紙B-1～B-3、別紙C-1～C-3、別紙D-1～D-3参考）に対する人事委員会事務局調査任用部調査課の対応状況がわかる資料全て」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市人事委員会が、「メール（別紙A-1～A-3、別紙B-1～B-3、別紙C-1～C-3、別紙D-1～D-3参照）に対する人事委員会事務局調査任用部調査課の対応状況がわかる資料全て」の保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市人事委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年8月14日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報が存在しないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報開示請求に係る保有個人情報は取得、作成しておらず、保有していないため、不開示とした。
- (2) 審査請求人が、令和5年11月27日、同年12月1日、令和6年4月2日、同年7月31日ほかに旭区税務課の特定職員宛て送信したメール（以下「本件メール」という。）の内容については、人事委員会事務局調査課の所掌事務ではなく、対応する必要がないことから、本件保有個人情報は作成又は取得しておらず、保有していないため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件保有個人情報開示請求に係る保有個人情報は取得、作成しておらず、保有していないということは計145回のメールによる疑義申立てに対し、何らの対応もしなかったと解されるので改めて精査を願う。

- (3) 不開示とする合理的理由の記載がない。
- (4) 本件処分は不当である。

## 5 審査会の判断

- (1) 人事委員会事務局調査課に係る事務について

人事委員会事務局調査課では、横浜市人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和58年3月横浜市人事委員会規則第1号）第3条に基づき、人事委員会の委員及び委員会の議事に關すること、人事行政制度に關する総合的な調査研究及び企画立案並びに勧告及び意見の申出等に關すること、職員の人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件に關する制度の調査研究並びに勧告及び報告等に關すること等の事務を所掌している。

- (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、本件メールに対する人事委員会事務局調査課の対応状況が分かる文書と解される。

- (3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件メールは、旭区税務課の特定職員宛てて送信されたものであり、CCに当時の人事委員会事務局長、調査任用部長、調査課長及び任用課長の個人アドレスが含まれているが、CCであること、内容も人事委員会事務局調査課の所掌業務でないことから、対応不要と判断した。

(イ) 本件メールにつき、対応不要と判断するに当たって、協議、会議、打合せ等は行っておらず、協議、会議、打合せ等のメモ、電子メール、議事録、会議録等は存在しない。

(ウ) 本件メールについては対応不要と判断しており、審査請求人へ返信等は行っていないため、返信等の電子メールは存在しない。

(エ) そのほか、人事委員会事務局調査課の対応状況が分かる文書は、存在しない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

- (4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 10 月 15 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 11 月 8 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 11 月 13 日 (第48回第四部会)	・審議
令 和 7 年 12 月 4 日 (第49回第四部会)	・審議